

# 令和5年度 監査等年間計画

令和5年度の監査等年間計画を、次のとおり策定する。

令和5年（2023年）3月1日

鎌倉市監査委員 八木 隆太郎  
同 岡田 和 則

## 1 監査等年間計画策定の基本方針

令和5年度は、市の行政の適法性、効率性、妥当性の保障を期するとともに、公正で合理的かつ能率的な市の行政運営を確保するため、違法、不正の指摘にとどまらず、勧告や指導に重点を置いて各種監査等を実施する。また、監査等の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討し、よりリスクの高い項目に注力するなど監査手法の効率化にも努める。

なお、これらの監査等の実施に当たっては、経済性などにも着目し、実施する方針である。

## 2 実施する監査等の種類及び実施方法

### (1) 定期監査

#### ア 対象、範囲

各対象部課等に対して、隔年で実施することとする。財務に関する事務を対象とし、事務が適正かつ正確に実施されているかに着目し、前年度を範囲として実施する。

対象部課等は、別添「令和5年度監査等年間計画表」のとおりとし、組織、機構に変更があった場合については、別途通知する。

#### イ 実施時期

実査については4月中旬から5月下旬まで、書類調査については9月下旬から1月下旬までとする。具体的期日は別途定める。

### (2) 決算等審査（公営企業会計含む。）

#### ア 対象

前年度の決算その他関係諸表等を審査する。

#### イ 実施時期

6月末までに市長から決算書等の送付を受け、8月下旬まで決算等審査を実施する。

実施後速やかに、市長あてに決算等審査意見書を提出する。

ウ 定額資金運用基金の運用状況審査  
一般会計等の決算審査と併せ、基金の運用状況審査を実施する。

### (3) 健全化判断比率等審査

#### ア 対象

前年度決算に基づく健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類等を審査する。

#### イ 実施時期

市長から決算に基づく健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類等の送付を受け、8月下旬まで審査を実施する。

実施後速やかに、市長あてに健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書を提出する。

### (4) 例月出納検査（公営企業会計含む。）

#### ア 対象

検査月の2か月前（公営企業会計は1か月前）の現金出納事務を対象とする。

なお、必要に応じ、関係課等への聴き取り調査及び実地調査を実施する。

#### イ 実施時期

毎月中旬から下旬までとする。

### (5) 随時監査

随時監査の実施にあたっては、委員協議のうえ監査実施計画を定め、予め監査対象部課等に通知する。

#### ア 行政監査

##### (ア) 対象

行財政改革の視点に基づき課題を抽出し実施する。

##### (イ) 実施時期

9月上旬から3月下旬までとする。

#### イ 財政援助団体等監査

##### (ア) 対象、範囲

各種の財政的援助を与えている団体等及び公の施設の指定管理者の中から対象団体を抽出し、原則として前年度の事務を範囲として実施する。

なお、対象団体の監査の実施と併せ、当該対象団体に対する財政的援助等を所掌している、補助出資等担当部課等の随時監査を実施する。

##### (イ) 実施時期

4月上旬から9月下旬までとする。

## ウ 工事監査

### (ア) 対象

原則として、施工中の工事1件を抽出のうえ実施し、技術調査は、技術士の資格所持者に委託する。

### (イ) 実施時期

9月上旬から3月下旬までとする。

## 3 委員聴き取り調査及び現地調査について

全ての監査等において、必要に応じて委員聴き取り調査及び現地調査を実施する。

## 4 提出資料について

### (1) 監査等資料

決算等審査及び定期監査においては、前年度決算数値で作成した「監査等資料」の提出を、全部課等に求める。

提出時期は令和5年6月23日(金)とし、提出部数は、定期監査の対象部課等については9部、それ以外については4部とする。

### (2) 原議等

定期監査においては、監査等資料に掲載された案件に係る原議等の提出を対象部課等に求める。

提出時期は9月下旬から1月下旬までとする。

### (3) その他

その他の監査等において、必要に応じて資料の提出を求める。  
その場合の提出時期等は別途、実施計画等において提示する。

## 5 監査等年間計画の変更について

住民監査請求等の計画外の監査等を実施する場合などにあっては、この計画を変更することがある。

## 6 添付書類

令和5年度監査等年間計画表

## 令和5年度監査等年間計画表

監査等の種類および対象	監査等期間	備考		
定期 監査	共生共創部 総務部 こどもみらい部 まちづくり計画部 公平委員会事務局 市民防災部 健康福祉部 都市景観部	【Aグループ】 実査:4月中旬～5月下旬 書類調査:9月下旬～11月下旬  【Bグループ】 実査:4月中旬～5月下旬 書類調査:11月下旬～1月下旬		
	歴史まちづくり推進担当 環境部 都市整備部 会計課 議会事務局 教育文化財部 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 農業委員会事務局 消防本部			
			監査等資料の一部様式 を先行して4月上旬に提出 (別途通知予定)  監査等資料の提出 (令和4年度対象) 6/23(金)締切	
	決算等審査(公営企業会計含む。)	6月上旬～8月下旬		
	健全化判断比率等審査	7月上旬～8月下旬		
	例月出納検査(公営企業会計含む。)	毎月中旬～下旬		
	随時 監査	行政監査	9月上旬～3月下旬	具体的対象等は別途定める。
		財政援助団体等監査	4月上旬～9月下旬	具体的対象等は別途定める。また、補助出資等担当部課等の随時監査を併せて実施する。
		工事監査	9月上旬～3月下旬	具体的対象等は別途定める。
	監査結果の公表	終了の都度		

- (注) 1 計画外の監査により、この計画を変更することがあります。  
 2 監査日程等詳細は、対象部課等に別途通知します。  
 3 工事監査、行政監査及び財政援助団体等監査の詳細は、対象部課等に別途通知します。  
 4 調査担当者については、対象部課等に別途通知します。